平成２６年（フ）第２０号
福岡県直方市大字感田2625番地１　エクレール105号、前住所福岡県直方市大字上境2618番地１
債務者　井上こと　川越由紀子
１　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２２号
福岡県直方市大字頓野3591番地41　県住36―205号
債務者　大久保つる代
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２９８号
神戸市中央区熊内町９丁目３番６号　グランシャリオ104号
債務者　よかばいこと高山雅也こと　髙　　雅也
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１９号
神戸市長田区腕塚町９丁目７―11　長田ビル201、住民票上の住所神戸市兵庫区塚本通８丁目１番23―302号
債務者　多田　露樹
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６号
神奈川県横須賀市深田台16番地
債務者　田中　高貴
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９２号
青森市里見１丁目６番７号
債務者　工藤　綾乃
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９４号
青森市大字浪館字前田40番地５　第３下山荘２号
債務者　吹田　敦子
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
千葉県柏市中原１丁目７番15号
債務者　安藤　則明
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１４４号
千葉県柏市豊四季948番地６　ファーストコーポⅡ―102号
債務者　鈴木ゆきの
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５０号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目４番10号　ハイツ松山105
債務者　佐久間　敏
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７５号
千葉県我孫子市南青山31番地の３　Ａ―201号　ムーンリバーヒルズ
債務者　下山　幸人
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１８５号
千葉県松戸市小金325番地　エステート北小金Ｃ棟103号
債務者　大田　柾人（旧氏名山中柾人・大田碧）
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１８８号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目327番地　緑ケ丘サンハイツ305号
債務者　高山加奈子（旧姓小澤）
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１９３号
千葉県柏市逆井２丁目５番２号
債務者　堀　　誠一
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２０５号
千葉県野田市七光台459番地　市営住宅七光台団地２―２―４号
債務者　岩井　孝友
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２１３号
千葉県鎌ケ谷市粟野562番地３　１棟105号
債務者　伊藤　　清
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部